

# ○国立大学法人埼玉大学編入学規則

改正 平成17.12.7 17規則24 平成20.3.1 19規則97  
平成20.6.26 20規則56 平成27.2.19 26規則58  
平成31.3.7 30規則34

[ 平成16年4月1日  
規則第 58号 ]

**第1条** 国立大学法人埼玉大学学則(以下「学則」という。)第53条第3項の規定に基づく編入学の取扱いについては、この規則の定めるところによる。

**第2条** 編入学を志願する者の出願資格所要学科目及び単位数は各学部教授会の議を経て学部長が定める。

**第3条** 編入学を志願する者は、次の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 編入学願(所定の様式による。)
- (2) 履歴書(所定の様式による。)
- (3) 成績証明書(本学卒業又は2年次修了の者については省くことができる。)
- (4) 写真(縦35mm×横30mm) 2枚

**第4条** 入学の時期は、学年始めとし、出願の時期は各学部において定める。

**第5条** 入学者の決定は、当該学部教授会の選考を経て学長が許可する。

**第6条** 前条により入学を許可された者は、第3年次に編入するものとする。ただし、学則第53条第1項第8号によるものは、第2年次に編入するものとする。

**第7条** 既修単位の卒業要件としての認定は、各学部の当該事項を担当する委員会等の審査を経て学部長が行う。

## 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則** (平成17.12.7 17規則24)

この規程は、平成17年12月7日から施行する。

**附 則** (平成20.3.1 19規則97)

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

**附 則** (平成20.6.26 20規則56)

この規則は、平成20年6月26日から施行する。

**附 則** (平成27.2.19 26規則58)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則** (平成31.3.7 30規則34)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。